

議案第 30 号

令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）

令和6年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 3月 4日提出

上富田町長 奥 田 誠

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 諸収入		224, 329	△20, 510	203, 819
	1 収益事業収入及び雑入	224, 329	△20, 510	203, 819
歳 入 合 計		224, 475	△20, 510	203, 965

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 宅地造成費		51, 134	△20, 510	30, 624
	1 宅地造成管理費	51, 134	△20, 510	30, 624
歳 出 合 計		224, 475	△20, 510	203, 965

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

2 款 諸収入 △20, 510千円
1 項 収益事業収入及び雑入 △20, 510千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 宅地造成事業収入	千円 222, 167	千円 △20, 510	千円 201, 657
計	224, 329	△20, 510	203, 819

3 歳 出

1 款 宅地造成費 △20, 510千円
1 項 宅地造成管理費 △20, 510千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 宅地造成事業費	千円 51, 134	千円 △20, 510	千円 30, 624	千円	千円	千円	千円 △20, 510
計	51, 134	△20, 510	30, 624	0	0	0	△20, 510

節		説	明
区 分	金 額		
1 宅地分譲収入	千円 △20,510	一般保有土地売却収入	千円 △20,510

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 △130	消耗品費 光熱水費	千円 △100 △30
11 役務費	△880	広告料 分譲宅地紹介手数料 不動産鑑定手数料	△40 △660 △180
12 委託料	△2,500	測量設計調査委託料	△2,500
14 工事請負費	△17,000	宅地造成工事請負費	△17,000